

見積り、減損処理など

I コロナ禍の影響を踏まえた 会計処理のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

待鳥 益男

【この章のエッセンス】

● 会計上の見積りにあたっては、外部からの情報源に基づいた客観的な情報や、企業自らの情報に基づき一定の仮定を置く必要がある。

● ASBJ 議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」において、「コロナ下で会計上の見積りを行う場合の留意点が記載されている。」

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日本政府は2021年1月7日に新型インフルエンザ等対

策特別措置法に基づく緊急事態宣言を再発出した。このような状況なのか、新型コロナウイルス感染症は企業の事業活動にも影響を与えており、企業によっては足元の業績悪化に加えて将来の業績を予測することも困難な状況になっているケースもあると考えられる。

よって、2021年3月期の期末決算におけるコロナ禍の会計処理についての論点(繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損、特別損失等)や、今回(2021年1月7日)の感染再拡大による緊急事態宣言の影響(収束シナリオの変更等による見積りの見直し)など、コロナ禍の影響を踏まえた会計処理および表示上(注記による開示を除く)の留意点について解説する。

本章では、会計基準等について図表1の略称を用いて解説する。

また、本章は2021年3月3日時点における情報をもとに記載しており、今後、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)、日本公認会計士協会(以下、「JICPA」という)などにおいて、なんらか検討され公表された場合については、その内容を確認されたい。

なお、本文の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

会計処理の留意点

(1) 会計上の見積り

企業会計における会計上の見積り

(図表1) 本章で用いる略称

- ・ 企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、「企業会計基準24号」という)
- ・ 企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)
- ・ 会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品実務指針」という)
- ・ 日本公認会計士協会・会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」(以下、「金融商品Q&A」という)
- ・ 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」(以下、「減損会計基準」という)
- ・ 企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、「減損適用指針」という)
- ・ 企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、「回収可能性適用指針」という)
- ・ 企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「会計上の見積り開示基準」という)

とは、企業会計基準24号において、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」(企業会計基準24号4項(3)と定義されており、決算を行ううえではさまざまな項目について会計上の見積りが必要となる。

新型コロナウイルス感染症の影響については、その収束の時期や将来